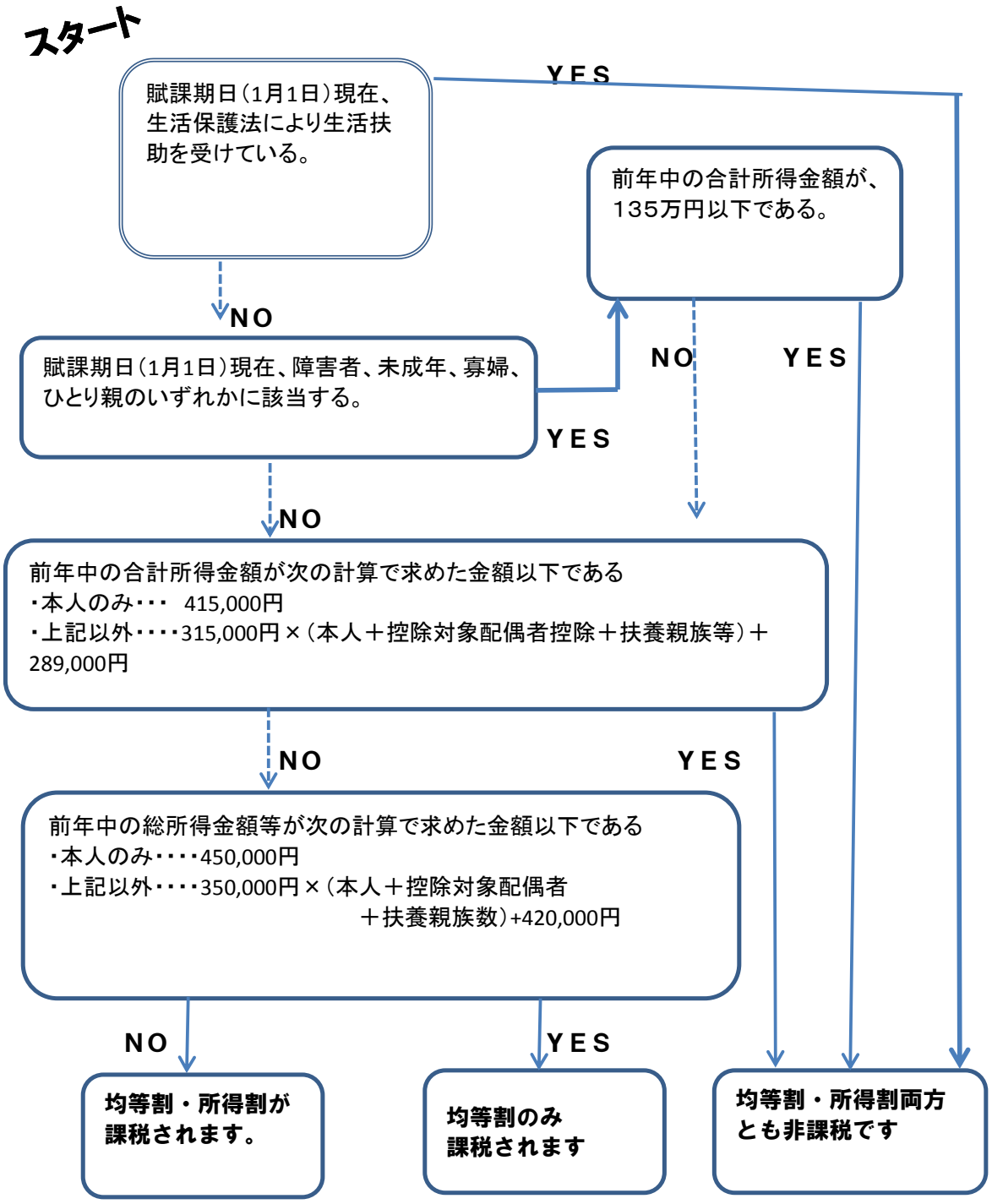
スタート
賦課期日（1月1日）現在、生活保護法により生活扶助を受けている。
YES
NO
賦課期日（1月1日）現在、障害者、未成年、寡婦、ひとり親のいずれかに該当する。
YES
NO
前年中の合計所得金額が、135万円以下である。
NO
YES
前年中の合計所得金額が次の計算で求めた金額以下である
・本人のみ・・・ 415,000円
・上記以外・・・・315,000円×（本人＋控除対象配偶者控除＋扶養親族等）＋289,000円
NO
YES
前年中の総所得金額等が次の計算で求めた金額以下である
・本人のみ・・・・450,000円
・上記以外・・・・350,000円×（本人＋控除対象配偶者＋扶養親族数）+420,000円
NO
YES
均等割・所得割が課税されます。
均等割のみ課税されます
均等割・所得割両方とも非課税です